

厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会は昨年一二月二四日、今後の労働安全衛生対策について報告書を取りまとめた。一昨年の臨時国会で衆議院の解散とともに廃案となった「メンタルヘルス対策」等に加え、新たに「化学物質管理のあり方」や「企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み」規制・届出等の見直し」などを盛り込み、「法的整備を含めた所要の措置を講じることが適当」と結論つけた。同日、行われた建議を踏まえ、同省は今後、労働安全衛生法改正案の提出に向けた検討を行うことにしている。

今後の労働安全衛生対策をめぐっては、二〇一〇年一二月に同審議会が建議を行い、第一七九回臨時国会に労働安全衛生法の一部を改正する法律案が提出されたものの継続審議となり、第一八一回臨時国会で衆議院の解散に伴い廃案となった。一方、同分科会では二〇一二年七月から、労働災害防止計画に関する議論を開始し、翌年二月に第一二次の計画を策定した。その中で新たに検討することとされた事項を含めて昨年六〇八月にかけ、①化学物質管理のあり方②企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み③欠陥のある機械等の回収・改善方策④第三者に施設等を使用させる施設等管

理者の安全衛生管理⑤企業における安全管理体制の適正化⑥規制・届出等の見直しのほか、職場における⑦メンタルヘルス対策および⑧受動喫煙防止対策⑨型式検定等の対象器具の追加の九項目にわたり検討を進めてきた。

なお、①および③については、それぞれ「胆管がん問題を踏まえた化学物質管理のあり方に関する専門家検討会」と「労働安全衛生法における機械等の回収・改善命令制度のあり方等に関する検討会」を開催し、技術的・専門的観点からも検討を加えた。

#### ラベル表示義務対象の範囲を拡大へ

結果として、報告書は「法的整備を含めた所要の措置を講じることが適当」と結論つけた。具体的には、まず①化学物質管理のあり方として、一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については「事業者が（同物質を）新規に採用する場合等に、リスクアセスメントを実施させる」とともに、容器・包装への「ラベル表示が義務づけられている化学物質の範囲を拡大することが適当である」などと示した。

化学物質は現在、六万ほどあるとされているが、現行では石綿等八物質（重度の健康障害あり、製造禁止）、PCB等一一六物質（健康障害多発、事業

者に個別具体的な措置を義務づけ）が危険有害な物質として特別規制の対象になっている。こうしたなか、印刷事業場の洗浄作業等に従事する労働者の間で、規制対象外だった化学物質に長時間にわたり高濃度ばく露したことが原因で胆管がんを集団発症した事案を踏まえ、例えば労働安全衛生法第五七条の二に基づき安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている化学物質（新たに五二四物質を追加する全六四〇物質）を、リスクアセスメント義務やラベル表示義務の対象にすることを提起した形だ。

#### 同一企業内での重大労災の繰返しに全社的な改善計画を

②の企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組みをめぐっては、法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害（死亡災害や七級以上の障害を残す災害）を、複数の事業場で繰返し発生させる企業が散見されることから、「当該企業の事業場で再び同様の重大な労働災害が発生しないようにするための体制整備や具体的な対策を講じさせる計画を作成するよう、厚生労働大臣が指示できる仕組みを設けることが適当である」とした。なお、企業が再発防止に取り組まない場合には必要な勧告を行ったうえで、勧告に

も従わない場合は「例えば、企業名を公表する等の仕組みを併せて設けることが適当」などと示した。

⑥の規制・届出等の見直しについては、世界的に貿易の障壁撤廃等に向けた動きが進む中で国際化に対応する観点から、また、技術水準の向上に伴い他の手段で当初の目的が達成されるようになったものを見直す観点から、各種機械等の規格への適合性を検査・検定する「登録検査・検定機関について、国内に事務所のない外国機関も登録できる見直し」とともに、規模の大きな事業場で建設物、機械等の設置・移転等を行う場合に「事前の届出を求めている労働安全衛生法第八八条第一項は廃止することが適当」とした。

このほか、前回法案に盛り込まれていた⑦のメンタルヘルス対策については、各事業場で現在、行われている取り組みも充分勘案したうえで、改めてストレスチェック制度（事業者が、医師・保健師によるストレス状況の把握や労働者の申し出に応じた面接指導等を行い、必要な措置を講じるなどの仕組み）の創設を提起した。一方、前回法案ではすべての事業者に対し、職場の全面禁煙または空間分煙を義務づけるなどとしていた⑧受動喫煙防止対策に関しては、義務化した場合、国の支援策がなくなり、取り組みが進まなくなる恐れがあるとの意見が分科会で出されたことなどを勘案し、今後、法案の内容を検討することが適当などと示した。（調査・解析部）